公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会 寄附金等取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　一般寄附金　寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

⑵　特定寄附金　寄附者が寄附の申込にあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金

２．この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

（寄附金の募集）

第３条　本会は、常時一般寄附金・特定寄附金を募ることができる。

２．寄附の募集に際しては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第17条に規定する禁止行為を行ってはならない。

（寄附金の受入制限）

第４条　寄附金が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄附を受け入れることができないものとする。

⑴　法令に抵触するときのほか、本会の業務執行上支障があると認められるとき及び本会が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき

⑵　第２条第１項第２号の特定寄附金について、その使途が定款第３条に定める目的の達成に資するものでないとき

（寄附金の使途）

第５条　一般寄附金は、定款第４条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

２．特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

３．第２項については、寄附者に本規程を示し、了解を得るものとする。

（受領書等の送付）

第６条　寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

２．前項の受領書には、本会への寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

（情報公開）

第７条　本会が受領する寄附金については、公益認定法施行規則第22条第５項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第８条　寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

（補則）

第９条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第10条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附　　則

この規程は、平成26年３月26日より施行する。